

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、民間建築物の所有者等が行うアスベスト分析調査事業及びアスベスト除去等事業（以下「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト分析調査事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材のアスベストの使用の有無を分析する調査を行うもので、次のア及びイに該当するものをいう。
 - ア 分析調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有調査者（以下「調査者」という。）による調査に基づき実施するものであること。
 - イ 分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）」により示された方法を標準とする。
- (3) アスベスト除去等事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの除去(建築物の解体に伴い除去する場合を含む。)又は封じ込め若しくは囲い込みの措置（以下「除去等」という。）をするもので、次のアからエに該当するものをいう。
 - ア 事業の計画の策定等を、調査者が行うとともに、当該計画による現場体制に基づき実施するものであること。
 - イ 施工業者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 一般財団法人日本建築センターが審査証明した吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術を有する者
 - (イ) 特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する新石綿技術指针对応版（平成26年施行）石綿粉じんへのばく露防止マニュアルに従って施工することができる者
 - ウ 除去等に係る工事は、上記イに掲げる施工業者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。

エ 除去等を行った後の建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に適合するよう、必要に応じた措置を講ずるものであること。

（4）民間建築物 国、地方公共団体その他公の機関（以下「地方公共団体等」という。）が所有する建築物以外のものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助事業の対象者は、民間建築物吹付けアスベスト対策事業を実施する者であって、市税を完納している者とする。ただし、次の各号に定める者を除く。

（1）国、地方公共団体その他の公の機関

（2）規則第3条第3項各号の規定のいずれかに該当する者

（補助対象建築物）

第4条 民間建築物吹付けアスベスト対策事業の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市の区域内に存する民間建築物であって、地方公共団体等から、アスベスト分析調査事業、アスベスト除去等事業に関し、それぞれ同様の補助金の交付を受けていない建築物とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について補助対象経費とすることを要しない旨の申出がある場合は、当該補助対象経費に当該消費税等の額を含めないものとする。

3 アスベスト除去等事業について、複数回に分割して事業を実施する場合は、補助金の限度額から既に交付された補助金の額を差し引いた額の範囲内で補助金を交付できるものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、事業の内容等により、市長が特に必要がないと認めるときは書類の一部を省略することができる。

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、申請者から前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付を決定した場合にあっては補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかななければならない。
- (4) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第6号で定める期間保管しておかななければならない。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。
- (6) 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数（10年）とする。

(変更の承認申請)

第8条 申請者は、補助対象事業の内容について、変更をしようとする場合にあっては変更承認申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 変更の内容がわかる書類

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、変更承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条による通知を受ける前に申請の取り下げをする場合、又は規則第8条第1項の規定による取り下げをする場合にあっては、交付申請取下げ届（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は原則として補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、

実績報告書（第7号様式）に別表3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 第9条の変更承認通知書が通知された場合は、前項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度」とあるのは、「変更承認通知書に記載の事業の完了予定年月日の属する年度」と読み替えるものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の通知書を受領した後、速やかに請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取消す場合は、交付決定取消し通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（関係書類の整備等）

第15条 申請者は、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類帳簿等を常に整備し、事業の完了後、第7条第2項第6号で定める期間保存しなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

事業の種別	補助対象経費	補助金の額
アスベスト 分析調査事業	補助対象建築物について当該事業に要する経費のうち申請者が分析機関等に対して支払う経費	補助対象経費の 10 分の 10 以内とし、補助対象建築物 1 棟あたり 25 万円を限度とする。
アスベスト 除去等事業	補助対象建築物について当該事業に要する経費のうち申請者が施工業者に対して支払う経費（建築物の解体に要する費用を除く。） ただし、吹付けアスベスト等の施工面積が 75 m ² 未満の場合、吹付けアスベスト等の施工面積 1 m ² 当たり、60,000 円を乗じた金額と比較し、低い方の額とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、建築基準法施行令第 1 条第 1 項第 1 号の敷地において 300 万円を限度とする。

備考 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表 2 (第 6 条関係)

補助金交付申請書に添付する書類	アスベスト 分析調査事業	アスベスト 除去等事業
(1) 補助対象建築物の案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等	○	○
(2) 補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類	○	○
(3) 補助対象建築物の所有者に申請者以外の者がいる場合は、その者からの承諾書	○	○
(4) 建築確認通知書、検査済証等の写し、その他補助対象建築物の建築確認年月日及び用途を明らかにする書類	○	○
(5) 補助対象建築物の全景、対象部位、吹付け状況が確認できる写真	○	○
(6) 申請者が給与所得者を雇用する事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 4 号で定める事業者をいう。以下同じ。）の場合は、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書	○	○
(7) 申請者が事業者の場合は、消費税申出書（第 2 号様式）	○	○
(8) 申請者が市外在住者の場合は、在住する市町村の納税証明書	○	○

(9)	事業に係る補助対象経費の見積書の写し	○	○
(10)	補助対象建築物の壁、柱、天井等の吹付け材にアスベストが使用されていることを証する書類（分析調査の結果報告書の写し）	—	○
(11)	アスベスト除去等事業に関する計画書（調査者の記名があるものに限る）	—	○
(12)	調査または事業計画の策定に係る調査者の石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し	○	○
(13)	耐火被覆等の施工計画書（建築基準法関係規定により耐火性能が必要な場合に限る）	—	○

※○：提出書類

別表3（第11条関係）

実績報告書に添付する書類		アスベスト 分析調査事業	アスベスト 除去等事業
(1)	アスベストの分析調査を実施した機関が発行した分析調査結果の報告書	○	—
(2)	アスベストの除去等を行った施工業者が発行した除去等の結果報告書	—	○
(3)	補助対象事業に係る契約書の写し	○	○
(4)	補助対象経費に係る領収書の写し	○	○
(5)	補助対象事業の実施状況が分かる写真（工程ごとの写真、完成写真等）	○	○
(6)	アスベスト粉塵濃度測定結果書	—	○
(7)	産業廃棄物処理に係るマニフェストの写し	—	○

※○：提出書類

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
（署名又は記名押印をしてください。）
生年月日（個人の場合） 年 月 日
電話番号

補助金交付申請書

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の区分

- アスベスト分析調査事業
- アスベスト除去等事業

2 補助金交付申請額 円

3 補助金交付申請額の算出基礎

補助対象経費の額（A）	円
補助基本額（分析調査事業）（B）= A （除去等事業）（B）= A × 2 / 3	円
補助限度額（C）	円
補助金交付申請額（D = B 又は C のいずれか少ない額）※	円

※1,000円未満切り捨て

4 事業の着手予定年月日 年 月 日

5 事業の完了予定年月日 年 月 日

6 補助対象建築物の概要

所在地	浜松市	
構造	階建て（地下 造 ・地上 ）	
建築基準法で規定する耐火建築物	<input type="checkbox"/> 要求あり	<input type="checkbox"/> 要求なし
規模	延床面積	m ²
用途		
建築年月		
事業を実施する箇所	室名称	
	部位	
	吹付け面積	
	状況	

7 その他

実施方法	分析調査事業	<input type="checkbox"/> 定量分析及び定性分析
	除去等事業	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み
建築物石綿含有建材調査者	氏名	
	修了証明書番号	
	連絡先	
分析機関又は施工業者	名称	
	所在地	
	電話番号	()
見積金額	円	

- 8 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）
- 浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。
- 9 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）
- 浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
- (1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

（あて先）浜松市長

住所（又は所在地）

申請者 氏名（又は名称）

（署名又は記名押印をしてください。）

電話番号

消費税申出書

本補助申請に係る「浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業」の補助金に関し、当方が消費税法等の規定に従い負担することとなる消費税及び地方消費税について、下記のとおり申出します。

記

（必要に応じて、貴社経理担当又は会計士等にご確認いただき、選択してください。）

消費税額を補助対象経費とすることを要する

ただし、消費税申出書を提出後に次の1から3に該当しなくなり消費税及び地方消費税の額の仕入税額控除を行った場合には、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けた場合においては補助対象経費に係る消費税仕入控除税額等を市に返還するものとする。

理由

- 1 消費税法における納税義務者でない
- 2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない
- 3 簡易課税事業者である

消費税額を補助対象経費とすることを要しない

理由

上記1から3に該当しないため、消費税及び地方消費税の額の仕入税額控除を行う可能性がある。

様

浜松市長



補助金交付決定通知書

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

決定金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

1 補助事業の区分

- アスベスト分析調査事業
- アスベスト除去等事業

2 補助対象建築物の所在地

浜松市 区

3 事業の完了予定年月日

4 交付の条件等

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数（10年）が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を返還すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付すること。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、(6)で規定する期間保管しておかななければならない。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（又は所在地）

申請者 氏名（又は名称）

（署名又は記名押印をしてください。）

電話番号

変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた浜松市民
間建築物吹付けアスベスト対策事業を次のとおり変更したいので、浜松市民間建築物アス
ベスト対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請
します。

1 補助事業の区分

アスベスト分析調査事業

アスベスト除去等事業

2 補助対象建築物の所在地

浜松市 区

3 変更の理由

4 交付決定額等 (1) 当初交付決定額 円

(2) 変更補助申請額 円

5 変更後の補助申請額の算出基礎

補助対象経費の額 (A)	円
補助基本額 (分析調査事業) (B) = A (除去等事業) (B) = $A \times 2 / 3$	円
補助限度額 (C)	円
補助金交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額) ※	円

※1,000円未満切り捨て

6 事業の着手予定年月日 年 月 日

7 事業の完了予定年月日 年 月 日

第5号様式（第9条関係）

浜松市指令都建第 号
年 月 日

様

浜松市長



変更承認通知書

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり補助金交付申請書の内容を変更することを承認したので通知します。

1 補助事業の区分

- アスベスト分析調査事業
- アスベスト除去等事業

2 補助対象建築物の所在地

浜松市 区

3 変更後の交付決定額

4 事業の完了予定年月日

5 承認事項

6 交付の条件等

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数（10年）が経過する前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を返還すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付すること。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (13) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、(6)で規定する期間保管しておかななければならない。

（あて先）浜松市長

住所（又は所在地）

申請者 氏名（又は名称）

（署名又は記名押印をしてください。）

電話番号

交付申請取下げ届

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業を取り下げたいので、浜松市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

1 補助事業の区分

アスベスト分析調査事業

アスベスト除去等事業

2 補助対象建築物の所在地

浜松市 区

3 取下げの理由

4 申請受付年月日

5 申請の区分

交付の申請

変更申請

6 文書記号文書番号 (1) 補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号

(2) 変更承認通知書

年 月 日付け 第 号

7 交付決定額等 (1) 当初交付決定額 円

(2) 変更後の交付決定額 円

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（又は所在地）

申請者 氏名（又は名称）

（署名又は記名押印をしてください。）

電話番号

実績報告書

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業が完了したので、浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

補助事業の区分	<input type="checkbox"/> アスベスト分析調査事業 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業	
補助対象建築物の所在地	浜松市 区	
事業期間	(着手年月日) 年 月 日 から (完了年月日) 年 月 日 まで	
補助金の交付決定額	円	
補助金の経費清算額	円	
建築物石綿含有建材調査者	氏名	
	修了証明書番号	
	連絡先	
事業を実施した分析機関又は施工業者	名称	
	所在地	
	電話番号	()
摘要		

浜都建第 号
年 月 日

様

浜松市長



補助金確定通知書

浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき次のとおり補助金の交付を確定したので通知します。

記

確定金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---

1 補助事業の区分

- アスベスト分析調査事業
- アスベスト除去等事業

2 補助対象建築物の所在地

浜松市 区

請 求 書

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金

支 払 方 法	直接払	口 座 振 替 払	銀 行	本店	当座預金	第	号
			信用金庫	支店			
			農 協	支所			
口座名義（カタカナ）							

上記金額を請求します。

年 月 日

（あて先）浜 松 市 長

住所又は所在地

フリガナ
氏名又は名称

請求番号

第10号様式（第14条関係）

浜松市指令都建第 号
年 月 日

様

浜松市長



交付決定取消し通知書

年 月 日付け浜松市指令都建第 号により交付決定しました浜松市民間建築物吹付けアスベスト対策事業について、浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物等の概要